

# 社会保険しまね



## No.789

「安来市・月山富田城跡と冬いちご」

Illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 新年のご挨拶
- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 各社会保険委員会からのお知らせ
- 年金相談のご案内
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

島根県の状況《速報版》(平成25年10月末)		
	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,673 事業所	11,443 事業所
船舶所有者数	90 事業所	—
被保険者数		
男性	97,272 人	89,033 人
女性	69,905 人	62,834 人
坑内員	4 人	—
船員	964 人	—
被扶養者数	—	106,886 人
厚生年金の受給権者数(25年9月末)	246,721 人	
年金額(25年9月末)(年金額には停止額を含む)	1,709億46百万 円	
健康保険の給付件数(25年10月分)	247,105 件	
健康保険の給付額(25年10月分)	31億59百万 円	

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

# 年頭にあたり新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、当協会、並びに社会保険委員会事業へのご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

昨年4月1日からは、一般財団法人としての活動を開始し、制度に関する広報、事務の手引きとなる資料の配付、会員事業所の皆様の健康づくり事業等の支援に全力を傾注して参りました。

本年もなおいつそうのご支援を賜りますようお願い申しあげますとともに、皆様のご健勝とご繁栄を心からお祈り申しあげます

# 年頭



会長 沖田 幸雄  
浜田社会保険委員会

会長 森 省作  
(松江社会保険委員会会長)  
出雲社会保険委員会  
会長瀬島 徹

一般財団法人 島根県社会保険協会  
島根県社会保険委員会連合会  
会長 森 省作

**年頭にあたり新年のご挨拶を申し上げます**

日頃から健康保険・厚生年金保険事業へのご理解並びにご協力を賜り誠にありがとうございます

本年も、さらに皆様からの「安心と信頼」を得られるよう事業の運営に邁進する所存でございますので、よろしくお願い申しあげます

全国健康保険協会島根支部  
支部長 高田 錦三  
日本年金機構中国ブロック  
島根事務センター  
センター長 中崎 秀明  
日本年金機構  
松江年金事務所  
所長 笹岡 功  
日本年金事務所  
所長 原野 耕一  
出雲年金事務所  
所長 太田 明秀

## 日本年金機構からのお知らせ

### ◆新任事務担当者説明会のご案内

地区	開催日	時間	会場
松江	2月19日(水)	13:30~16:00	島根県民会館(303会議室)※
出雲	2月25日(火)		出雲市民会館(305学習室)
浜田	2月7日(金)		浜田年金事務所(大会議室)

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

■対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いします。

## 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

### 埋葬料(費)について

被保険者の方が業務外の事由により亡くなられた場合、亡くなった被保険者により生計を維持されて、埋葬を行う方に「埋葬料」として5万円が支給されます。埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、5万円の範囲内で実際に埋葬に要した費用が「埋葬費」として支給されます。

また、被扶養者がお亡くなりになったときは、「家族埋葬料」として5万円が支給されます。

#### ○埋葬料と埋葬費について

亡くなられた方	被保険者			被扶養者
申請者	被扶養者	被扶養者以外で 生計維持関係のある方	生計維持関係のない方	被保険者
支給額	埋葬料 5万円	埋葬料 5万円	埋葬費 5万円の範囲内で 実際に埋葬に要した費用	家族埋葬料 5万円
添付書類	添付書類なし	<b>【同居の場合】</b> 同居が確認できる住民票 [亡くなった被保険者の除票と申請者の住民票]	<b>●埋葬に要した領収書の原本</b> <b>●埋葬に要した費用の明細書</b>	添付書類なし
「埋葬料(費)支給申請書」の中の事業主が証明する欄に証明を受けてください。 証明が受けられない場合は、死亡が確認できる書類(死亡診断書のコピー、埋葬許可証のコピーなど)を添付してください。				

※「生計維持関係」とは、生計の全部または一部を維持されている関係をいい、民法上の親族や遺族であることは問いません。  
 ※「埋葬に要した費用」とは、靈柩車代、靈柩運搬代、靈前供物代、火葬料等が対象となります。

#### ○資格喪失後の埋葬料(費)について

被保険者が資格喪失後に亡くなり、次のいずれかに該当する場合は、埋葬料(費)が支給されます。

- ① 資格喪失後、3ヶ月以内に亡くなられた場合
- ② 資格喪失後に、傷病手当金または出産手当金を継続して受けている間に亡くなられた場合
- ③ ②の継続給付を受けなくなってから、3ヶ月以内に亡くなられた場合

【上記に関するお問い合わせ先】協会けんぽ島根支部業務グループ TEL 0852-59-5144

## 松江・出雲・浜田の各社会保険委員会からのお知らせ

### 平成25年度社会保険委員等研修会が終了しました。

松江(11月27日:くにびきメッセ)、出雲(11月19日ニューウェルシティ出雲)、浜田(11月26日:いわみーる)の3会場で開催されました。研修Ⅰは全国健康保険協会島根支部が担当する健康保険の給付関係と特定健診の関係を、研修Ⅱは日本年金機構が担当して「年金制度改正に伴う事務処理の変更」について研修が行われました。

また、本年度も、研修Ⅱと併行する形で、年金委員さんのみを対象とした研修も開催されました。

研修の受講者は、3会場併せて356名、年金委員のみの研修会は103名の方が受講されました。

業務等のご都合で本年度は受講できなかった方々も、来年は是非受講していただきますようお待ちしています。



## 日本年金機構からのお知らせ

### 厚生年金保険・健康保険(適用関係)の各種届書等の郵送は、島根事務センターへの直送をお願いします



●松江・出雲・浜田の各年金事務所でお預かりした届書等は、現在、島根事務センターで、審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。届書等を事務センターへ直送していただくことにより、事務処理がこれまでよりも早くなり、少しでも早く健康保険被保険者証や通知書等をお届けすることが可能となります。

**【厚生年金保険・健康保険(適用関係)の届書等】** 資格取得届・資格喪失届・被扶養者(異動)届・被保険者住所変更届・被保険者氏名変更届・賞与支払届・報酬月額変更届・育児休業等取得者申出書・事業所所在地名称変更届・事業所関係変更届など

送付先 〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4階 日本年金機構 島根事務センター

健康保険の給付関係・被保険者証再交付関係・任意継続・健診関係等の各種申請書等の送付は、これまでどおり、協会けんぽ(全国健康保険協会)島根支部へお願いします。

★事務センターでは窓口業務を行っていないため、電話・来訪によるお問い合わせ、窓口での提出は、これまでどおり年金事務所にお願いします

### 年金相談のご案内

(相談時間、注意事項は、毎月の納入告知書に同封します「年金機構からのお知らせ」をご覧ください。)

会 場	2月	3月
奥出雲町仁多庁舎	7日	7日
奥出雲町横田庁舎	21日	14日
隠岐の島町ふれあいセンター	12日	13日
	13日	14日
西ノ島町中央公民館	—	26日
海士町役場	—	27日

会 場	2月	3月
大田市役所	26日	26日
益田市民学習センター	25日	25日
川本町川本庁舎	13日	—
津和野町津和野町民センター	28日	—
吉賀町柿木庁舎	—	20日

手話による年金相談 ➡ 浜田年金事務所 毎月第4木曜日・第2土曜日(土曜日は前週金曜日までに事前申込が必要です。)

#### お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

## (一財)島根県社会保険協会からのお知らせ

(ホームページもご覧ください)

### 冬期の助成制度についてのご注意

温泉施設の助成では、今回から、浜田市三隅町の「コワ温泉」が追加となりました。  
健康づくりDVDは、今年度「長寿スイッチでアンチエイジング」を追加していますのでご利用ください。(会員事業所の皆さんには、返送料も無料でご利用いただけます。)

また、スキー場リフト券助成につきましては、本年度から、「お一人様1回のみ」とさせて頂いていますので、「リフト券助成金請求書」の送付の際にはご注意ください。



### 平成26年度版「社会保険の事務手続」について

平成26年度から、会員事業所(26年度会費納入事業所)で、事前にお申し込みを頂いた事業所に直接送付させて頂くよう考えています。

平成26年4月に送付します「平成26年度会費の納入について」の封書に、「平成26年度版社会保険の事務手続申込書」(はがき)を同封しますので、これにより申し込んでいただく予定にしています。

各年金事務所が開催される「社会保険事務説明会」では配布していませんので、ご注意ください。

### 平成26年度からの「社会保険しまね」について



平成26年5月に発行します「社会保険しまね」から、会員事業所のみ郵送させていただく事としますので、ご承知おきください。

なお、今まで通り、当協会のホームページには掲載しますのでご利用ください。

社会保険に関する各種書類の  
ダウンロードや、最新の情報は  
こちらから!

日本年金機構ホームページ=http://www.nenkin.go.jp/

全国健康保険協会島根支部ホームページ=http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html

島根県社会保険協会ホームページ=http://www.shimane-shahokyo.or.jp

◆社会保険しまね 通巻789号◆ 発行者 / (一財)島根県社会保険協会 文書提供 / 松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部  
2014.1.20発行 ※次回の発行については平成26年3月を予定しています